

部員各位

平成 27 年 10 月 31 日

# 独裁

～近代主権論の原理からプロレタリア階級闘争まで～

カール・シュミット著

## 目次

- 一、 初めに
- 二、 筆者紹介
- 三、 独裁とは
- 四、 独裁概念の変化
- 五、 主権独裁
- 六、 終わりに
- 七、 参考文献

### 一、 初めに



「独裁」とはなんだろうか。

おそらく多くの人々は、独裁は悪の政治体制であるだろう。「独裁」は民主主義への反逆であるという。

現代世界においては、ファシズム、具体的には、ナチやスターリンなどが「独裁」を象徴する人物として有名である。独裁制などによって、独裁は「民主主義の敵」として忌み嫌われる。第二次大戦後においても、社会主義国家の中国や北朝鮮など、彼らはしばしば「民主的ではない」という批判を浴びる。独裁者や「独裁者」は、戦後、民主主義を脅かす敵として語られる。

しかし、事実はそのような単純な図式なのだろうか。歴史の中で現れた「独裁」を正しく明確にとらえることはなく、それが状況において必要であるかということ。

そこで、今回は、カール・シュミットの「独裁」を

## 二 筆者紹介



著者：カール・シュミット【1888～1985】

ドイツの法学者、政治学者。ケルン大学などで教授を歴任し、ワイマール憲法を批判。1933年ごろからナチス党に協力し、ナチスの法学理論を支える「政治神学」、「大統領の独裁」、「政治的なものの概念」などがある。

訳者：田中浩

1926年生まれ。東京文理科大学哲学科卒業。法学博士。現在聖学院大学。著書に「国家と個人」、「ホッブズ」などがある。

訳者：原田武雄

1926年生まれ。現在名古屋大学名誉教授。主な訳書に、「政治神学」、「国家と個人」などがある。

### 三、独裁とは

この著書は、古代ローマ共和国の時代からロシア革命に至るまでの2400年の政治思想の知識を駆使しつつ、「独裁概念」の理論的・実践的意味をあきらかにしたものである。その中で「独裁」を厳密に規定している。

従来の独裁概念は、古代ローマのネロの暴政、中世の絶対君主の専制、近代のヒトラー、ムッソリーニの独裁、または「独裁政治」と呼んでいた。この理解を正確ではないと考えたシュミットは、独裁の概念をa)委任独裁として定義した。

a) **委任独裁** 遠く古代ローマ共和国時代の独裁の事例を根拠にした独裁類型である。彼は委任独裁を、「国家が危機に陥ったとき、危機回避のために、ローマの政治の中心機関である元老院(立法部)が一人あつたことである」と定義した。

この独裁の重要なことは、独裁官への権力の委任は、あくまでも一時的なもの(三か月、六か月)である。たとえは、任務終了前であっても、ただちに元老院へ権限を返還する、ということが、独裁の本質である。

つまり、ローマ共和国は正常状態においては元老院政治、ごくときおり発生する異常(例外)状態の回避に成功したのちの正常状態への回帰というサイクルを通じて行われたのである。このローマ共和国はその危機を回避していたのである。

b) **主権独裁** **主権独裁とは、革命において政権を獲得した民衆や人民が、革命の維持・発展、新しい体制の確立を目的として、国家の最高権力を握ることである。**この権力は当然に国家の最高権力である。

主権独裁の例には、フランス革命時のジャコバン独裁や、社会主義革命時のソ連のプロレタリア独裁がある。ジャコバン独裁とは、フランスのルイ16世がフランス革命によって国民によって処刑された後、国民公会のジャコバン派が行った独裁政治のことをさす。ジャコバン派は民主主義革命の急先鋒として、反革命を厳しく弾圧・粛清した。

プロレタリア独裁とは、ロシア社会主義革命ののちに起こった独裁体制である。革命が第一次世界大戦の最中であり、物品の配給制などの戦時統制が敷かれていた劣勢に立たされる中、ロシアで起こっていた。そのさなかに起こったペトログラードでの食糧配給改善を訴えるストライキが、ロシア帝国政府に対しての革命体制へと移行していった。こうしたなかで、やがてレーニンによるソ連におけるプロレタリア独裁は、レーニンによって社会主義政権が確立されたのである。

の根拠となるような形式の独裁である。その2つの存在とは、立法者と独裁者である。

立法者とは、「憲法の外に立ち、憲法の前に立つものである」とされる。つまり、その「活動自体は法の制  
存在者である。起案する法が効力を発揮してもよいかどうかは、究極的には国民投票で判断する。

独裁者とは、「法の外に立つが国家の内にある」とされる。つまり、その活動は自由に政治を行うことで  
定められた法に基づかなければならない」存在者である。

つまり、「委任独裁」における委任の概念が主権者と国民との関係に適用されることで、主権者が委員とさ  
主権者のうちの立法者がとりあえず法案を作り、それを国民に提案しておき、提案した法案が国家の意志  
どうかは、それに関しての自由投票が、すなわち一種の国民投票が行われてのち初めて知ることができる。  
定することである、という意味で、「立法者は権力なき法」なのである。

しかしここで問題が生じる。人間は一般的に利己的な、自分自身の利益しか考えて行動することできない  
でなくなるには法律に委ねられなければならない。そこで彼は、

「立法者が依拠するのは神の委託でなければならない」

と述べる。

## 五、主権独裁

ルソーによって「独裁」の概念は 180 度転換した。この新しい独裁概念は「委任独裁」に対し、「主権的  
主権独裁の始まりは 1792 年のフランス革命後の国民会議においてである。

この国民議会は憲法を起草する任務を持ち、憲法制定権力を持つ特別機関である。これが主権独裁の事例  
「憲法制定権力」の概念にあるとシュミットは言う。シュミットは、憲法制定権力の意味を次のように規定

**憲法制定権力**…… 権力自体が憲法によって制定された権力でないにも関わらず、あらゆる現行憲法に対  
言う。この権力自身は決して憲法によって把握されず、否認されることのない権力であ  
ものである。前述の国民議会議も憲法を草案した後、国民投票を行ったのち、「憲法制定  
棄した。よってこの制定権力の保持者としての国民は自らを拘束することはできなく、  
憲法があっても否定されることはなく、自らに与える権限を持つのである。

### <委任独裁との相違点>

委任独裁は、憲法の具体的存立を守るために行われる独裁であり、現行の憲法を守る。つまり、独裁のた  
採る。

これに対し主権独裁は現行憲法を停止することではなく、現行憲法が真の憲法としての姿でありうるよう  
し、新たな憲法をつくる。

委任独裁によって独裁者に与えられた権力は、結局は憲法などによってその権限の幅が定められているの  
定するため、ほぼ無限の権力が与えられることとなる。

### <問題>

ここでシュミットは1つの重要な問題を示唆している。「委任独裁と同じように主権独裁も時限的である  
シュミットはマルクスたちがプロレタリア独裁を提起したときに、その独裁はあくまでも社会主義社会へ  
た。この時代ではソ連の主権独裁が進行し始めたばかりであり、シュミット自身も行先が分からず、示唆を  
相定のままに留まったのである

独裁<近代主権論の起源からプロレタリア階級闘争まで> (1991) カール・シュミット著 田中浩、原田武  
以下メモ欄

①委任独裁について

②主権独裁について

③変化の過程と両者の違いについて